

人権問題講師紹介事業実施要領（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要領は、地域、企業、NPO、行政機関、その他の民間団体等が人権をテーマとする研修会や講演会等（以下「研修会等」という。）を開催するにあたり、研修会等の対象者に合わせた適切な講師を選択し、効果的な研修会等が実施できるよう、県が行う各人権問題の当事者を含む講師情報の提供について必要な事項を定める。

（対象となる研修会等）

第2条 講師を紹介する研修会等は、地域、企業、NPO、行政機関、その他の民間団体等が主催する人権をテーマとする研修会等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- （1）県民の人権問題に関する知識の普及及び意識の高揚等、県で実施する人権施策の推進に資すると認められるものであること。
- （2）千葉県内で開催されるものであること。
- （3）主として千葉県内に居住する者又は千葉県内に通勤する者を対象として開催されるものであること。
- （4）参加者が概ね30人以上のものであること。
- （5）講師の講演時間が概ね45分を超え120分以内であること。
- （6）政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

（紹介の申請）

第3条 講師の紹介を受けようとする主催者は、原則として当該紹介を受けようとする研修会等を実施する2ヶ月前までに、「人権問題講師紹介申請書（様式第1号）」により千葉県健康福祉部健康福祉政策課長（以下「健康福祉政策課長」という。）に申請しなければならない。

（紹介の決定等）

第4条 前条の規定による申請があった場合は、健康福祉政策課長は第2条第1項各号に該当するかどうかを審査し、該当すると認めるときは、講師紹介の可否について、「人権問題講師紹介等通知書」により、原則として申請書を受理した日から14日以内に申請者に回答するものとする。

2 健康福祉政策課長は、前項の規定により講師の紹介を行うことを決定したときは、「人権問題講師紹介等通知書」により、直ちに該当講師に通知するものとする。

（結果の報告）

第5条 講師の紹介を受けた主催者は、当該研修会等の実施結果を「人権問題講師紹介実施結果報告書（様式第3号）」により、研修会等を実施した日から10日以内に、健康福祉政策課長に報告するものとする。

（経費負担）

第6条 講師に対する講演料や交通費、研修会等実施に係る会場使用料等については、全て主催者が負担するものとする。